

原議保存期間1年未満
(平成25年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第35号、丁交企発第59号、
丁交指発第52号
平成24年5月30日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施について(通達)
通学路を始め道路における危険箇所については、これまでも「交通安全総点検の実施について」(平成9年2月12日付け警察庁丁規発第11号、丁交企発第39号)等に基づき安全点検を実施してきたところであるが、今年度に入り、登下校中の小学生等の列に自動車が入り、多数の死傷者が出るなど、通学路における交通安全を脅かす重大な交通事故が連続して発生している。

こうした情勢を受け、文部科学省及び国土交通省と協議した結果、このたび、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長等に対して別添1の通知文書が、また、国土交通省から各地方整備局道路部長等に対して別添2の通知文書が発出され、教育委員会が主体となり、警察、道路管理者と連携して通学路の交通安全の確保に向けた緊急合同点検を下記のとおり実施することとなった。

各都道府県警察にあっては、緊急合同点検の結果を踏まえて、教育委員会、学校(必要に応じてPTAや地域住民等を含む。以下同じ。)及び道路管理者と連携した実効の上がる交通安全対策が行われるよう配意されたい。

なお、本通達の内容については、両省とも協議済みである。

記

1 点検実施期間

平成24年8月31日(金)までに緊急合同点検を実施すること。

2 点検実施対象

原則として、公立小学校及び公立特別支援学校の小学部の通学路を点検の対象とする。ただし、国立及び私立の小学校の通学路や、中学校又は高校の通学路についても、合同点検実施の依頼があれば、これに応じるものとする。

3 通学路における緊急合同点検の実施等

(1) 教育委員会から警察に対する調整等

教育委員会から警察に対し、各学校があらかじめ実施した通学路点検に基づき危険箇所として抽出したものに係る情報の提供、並びにこれを踏まえた学校、警察及び道路管理者による緊急合同点検の日程等に係る調整がなされるので、可能な限り速やかに点検が実施されるよう調整を行うこと。

(2) 緊急合同点検の実施

警察は、上記(1)の調整の結果に基づき、学校、道路管理者と共に通学路における緊急合同点検を実施すること。この場合、必要に応じて警察本部の関係所属が緊急合同点検に参画すること。

なお、点検に際しては、実際に通学路を利用する児童等の目線に立った点検を行うよう努めること。

(3) 対策の検討及び実施

緊急合同点検の結果、学校、道路管理者と必要な対策及びその有効性、実施の可否等について検討・調整を行った上、できる限り速やかに所要の措置を講ずること。

なお、対策メニューの検討に当たっては、交通安全施設の整備や交通規制の実施、交通指導取締りのみにとらわれることなく、広い視点に立って、学校関係者、交通ボランティア等による登下校時の保護活動の実施や通学路の変更等を含め、ハード及びソフト両面からの有効な対策を検討すること。

また、対策を実施するに当たって地域住民等の合意形成を図る必要があると認められるものについては、教育委員会、学校と連携し、対策の必要性を地域住民等に説明するなど、対策が円滑に推進されるよう配慮すること。

4 留意事項

(1) 緊急合同点検の結果、通学路を含む周辺地域に生活道路が集積し、区域を指定した交通規制の実施や物理的デバイスの設置等が効果的であると認められる場合には、「ゾーン30」を活用した対策を積極的に検討すること。

(2) 最近の全国における通学中の重大事故の発生を受け、既に都道府県警察において学校、道路管理者等と連携した通学路合同点検を実施している場合、当該実施済みのものは、その結果をもって本通達に基づく緊急合同点検に代えることができることとするが、教育委員会等から新たに緊急合同点検の実施について別途調整があったときは、これに積極的に協力すること。

(3) 緊急合同点検の結果、防犯面における対策メニュー案の提示があった場合は、

関係課に情報提供するなど、適切に対応すること。

5 報告

本通達に基づく緊急合同点検の実施状況等に係る報告について、別紙の要領により報告すること。

6 その他

緊急合同点検の流れに係るチャートを添付するので参考とされたい。

緊急合同点検に係る報告要領

1 報告事項

(1) 緊急合同点検の実施状況等（第一次報告）

平成24年8月31日現在における下記事項について報告すること。

ア 危険箇所数

各小学校があらかじめ抽出した危険箇所の数を記載すること。

イ 緊急合同点検実施箇所数

上記アのうち、小学校及び道路管理者と緊急合同点検を実施した箇所数を記載すること。

ウ 対策必要箇所数

上記イのうち、小学校、道路管理者と調整を行った結果、何らかの対策を講ずることが必要な箇所数を記載すること。

エ 対策メニュー

何らかの対策を講ずることが必要な箇所において、既に講じた対策がある場合又は講ずる予定の対策メニューが決定している場合は、それぞれ該当する対策メニューごとに数値等を記載すること。

(2) 対策実施結果及び実施予定の対策メニュー（第二次報告）

平成24年11月30日現在における下記事項について報告すること。

緊急合同点検の結果、何らかの対策を講ずることが必要な箇所について、既に講じた対策及び講ずる予定の対策について、それぞれ該当する対策メニューごとに数値等を記載すること。

2 報告様式

(1) 第一次報告

上記1(1)ア～ウについては様式第1、上記1(1)エについては様式第2を使用すること。

(2) 第二次報告

様式第2を使用すること。

3 報告先等

下記担当者宛にP - W A Nにて回答されたい。

4 報告期限

(1) 第一次報告

平成24年9月11日（火）午後5時

(2) 第二次報告

平成24年12月7日（金）午後5時

5 留意事項

- (1) 報告の対象は、公立小学校及び公立特別支援学校の小学部の通学路の点検結果等であり、国立及び私立の小学校の通学路や、中学校又は高校の通学路の点検結果等については報告を要しない。
- (2) 様式第1については、各学校、各道路管理者、各警察署がそれぞれのとりまとめ機関を経由して、文部科学省、国土交通省、警察庁にそれぞれ報告することとなっていることから、関係機関で相互に内容の調整及び確認を必ず行い、整合性を確保すること。
- (3) 様式第2のうち、「対策の総数」欄は、「うち実施済み」欄と「うち実施予定」欄の合計値となるよう、あらかじめ計算式が入力されているので、「対策の総数」欄には数値を直接入力しないこと（交通指導取締り等を除く。）。
- (4) 第二次報告においては、第一次報告において上記1(1)エで既に報告済みの内容も含めて報告すること。
- (5) 最近の全国における通学中の重大事故の発生を受け、既に都道府県警察において学校、道路管理者等と連携した通学路合同点検を実施している場合、当該実施済みのものも併せて計上することができるので誤りのないようにすること。
- (6) 「交通安全総点検の実施について」（平成9年2月12日付け警察庁丁規発第11号、丁交企発第39号）に基づく報告に当たっては、今次の緊急合同点検として実施した点検も併せて計上すること。

様式第1

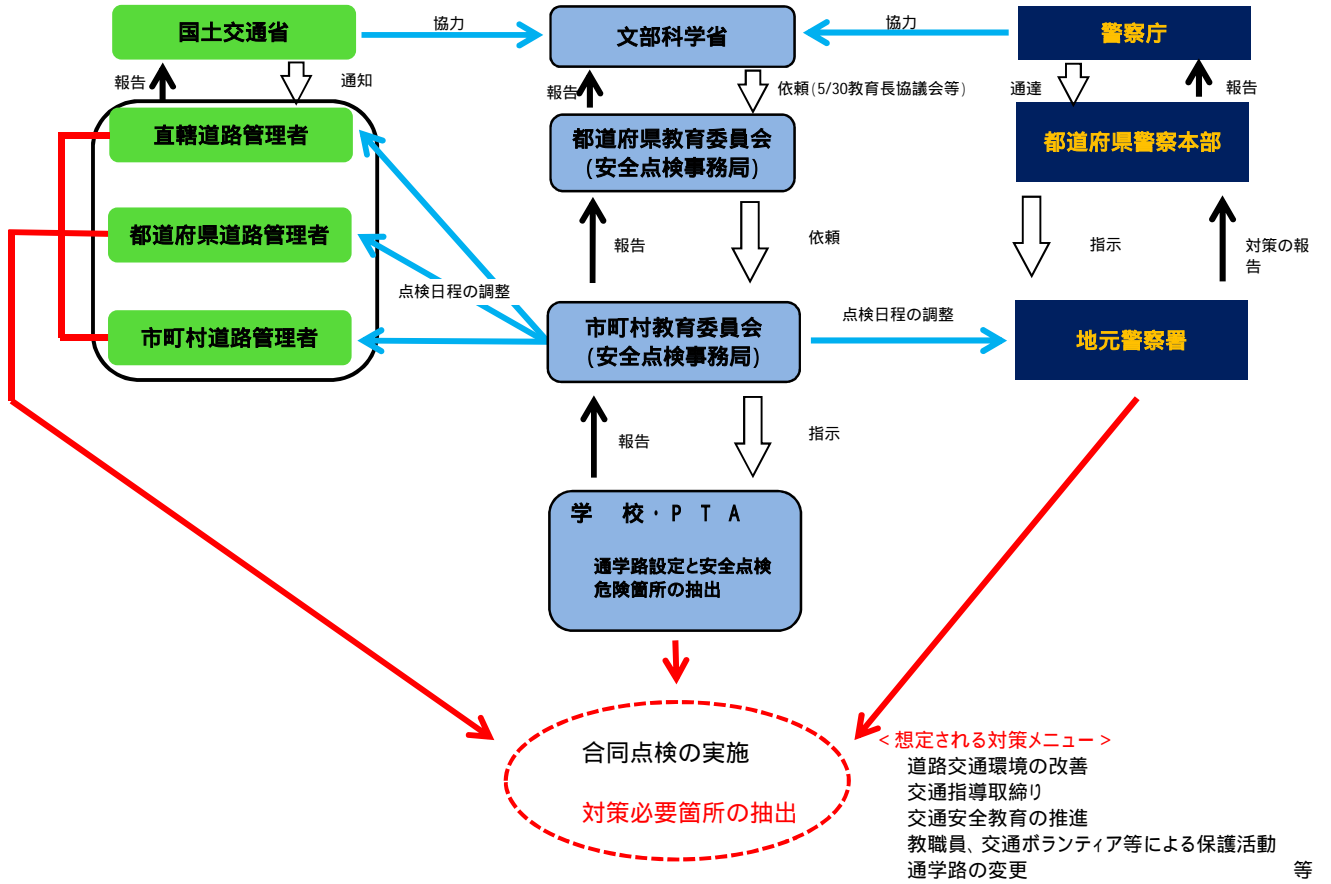
都道府県 _____
担当者名 _____
警 電 _____

危 険 箇 所 数	箇 所
緊急合同点検実施箇所数	箇 所
対策必要箇所数	箇 所

いずれかに を付けること。

		平成24年8月31日現在報告分				平成24年11月30日現在報告分
対策メニュー		対策の総数	うち実施済み		うち実施予定	その他の具体的内容
信号機	新設(定周期)	0	交差点	交差点	交差点	
	新設(押ボタン)	0	箇所	箇所	箇所	
	LED化	0	灯	灯	灯	
	歩車分離化	0	交差点	交差点	交差点	
	歩行者用灯器の増灯	0	灯	灯	灯	
	その他(主な内容を最右欄に記載すること。)	0	箇所	箇所	箇所	
横断歩道	新設	0	本	本	本	
	移設	0	本	本	本	
	塗り直し	0	本	本	本	
	高輝度化	0	本	本	本	
交通規制の実施	歩行者用道路(新設・延伸)	0	区間	区間	区間	
	歩行者用道路(時間変更)	0	区間	区間	区間	
	車両通行止(新設・延伸) 車種を問わない。	0	区間	区間	区間	
	車両通行止(時間変更) 車種を問わない。	0	区間	区間	区間	
	最高速度(新設・延伸)	0	区間	区間	区間	
	最高速度(速度変更) 抑制に限る	0	区間	区間	区間	
	駐車禁止(新設・延伸)	0	区間	区間	区間	
	駐車禁止(時間変更)	0	区間	区間	区間	
	駐停車禁止(新設・延伸)	0	区間	区間	区間	
	駐停車禁止(時間変更)	0	区間	区間	区間	
	一方通行(新設・延伸)	0	区間	区間	区間	
	一方通行(時間変更)	0	区間	区間	区間	
	指定方向外進行禁止(新設)	0	箇所	箇所	箇所	
	指定方向外進行禁止(変更)	0	箇所	箇所	箇所	
	追い越しのための右側部分のみ出し禁止(新設・延伸)	0	区間	区間	区間	
	一時停止(新設)	0	交差点	交差点	交差点	
	一時停止(規制方向の変更)	0	交差点	交差点	交差点	
	路側帯(新設・延伸)	0	区間	区間	区間	
	駐停車禁止路側帯(新設・延伸)	0	区間	区間	区間	
	歩行者用路側帯(新設・延伸)	0	区間	区間	区間	
その他の交通規制(主な内容を最右欄に記載すること。)	0	箇所	箇所	箇所		
標識	新設	0	本	本	本	
	移設	0	本	本	本	
	高輝度化	0	本	本	本	
	大型化	0	本	本	本	
	その他(主な内容を最右欄に記載すること。)	0	本	本	本	
標示(横断歩道及び法定外表示を除く)	新設	0	箇所	箇所	箇所	
	塗り直し	0	箇所	箇所	箇所	
	内照式(発光鍍)化	0	箇所	箇所	箇所	
	高輝度化	0	箇所	箇所	箇所	
	その他(主な内容を最右欄に記載すること。)	0	箇所	箇所	箇所	
法定外表示(新設・塗り直し)	止まれ文字	0	箇所	箇所	箇所	
	クロスマーク(丁字含む。)	0	箇所	箇所	箇所	
	減速マーク	0	箇所	箇所	箇所	
	ドットライン	0	箇所	箇所	箇所	
その他(主な内容を最右欄に記載すること。)	0	箇所	箇所	箇所		
交通指導取締り等	通行禁止					対策期間中に実施した場合は を記入すること。
	一時停止					
	駐車禁止					
	歩行者妨害					
	その他取締り					
	交通監視活動					
上記以外の公安委員会の対策(主な内容を右欄に記載すること。)						
通学路の変更		0	区間	区間	区間	

ステップ1: 通学路における緊急合同点検の流れ



ステップ2: 緊急合同点検を受けた対策の実施検討の流れ

